

京 都 大 学 フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部及び部門等)</p> <p>第6条 フィールド科学教育研究センターに、教育研究部及び管理技術部を置く。</p> <p>2 教育研究部に、次に掲げる部門を置く。</p> <p>企画研究推進部門 森林生物圏部門 里域生態系部門 基礎海洋生物学部門</p> <p>3 前項に掲げるもののほか、教育研究部に、次に掲げる研究林、試験地及び実験所を置く。</p> <p>芦生研究林 北海道研究林 和歌山研究林 上賀茂試験地 徳山試験地 北白川試験地 紀伊大島実験所 舞鶴水産実験所 瀬戸臨海実験所</p> <p>4 前項に掲げる施設のうち、<u>芦生研究林及び上賀茂試験地</u>は、他の大学の利用に供するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部及び部門等)</p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(同 左)</p> <p>4 前項に掲げる施設のうち、<u>芦生研究林、上賀茂試験地、舞鶴水産実験所及び瀬戸臨海実験所</u>は、他の大学の利用に供するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成22年12月21日から施行する。</p>